

群馬県立女子大学センター教員選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人職員就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき、群馬県立女子大学に設置されている群馬学センター、地域日本語教育センター、キャリア支援センター（以下、「センター」という。）に属する専任教員の採用及び昇任に係る選考並びにセンターの非常勤講師の採用の手續きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(センター教員の採用及び昇任に係る選考手續き)

第2条 センターに属する専任の教授、准教授、講師（以下、「センター教員」という。）の採用並びに専任の教授及び准教授への昇任について、次の手續きにより行う。

- (1) 学長は、人事委員会に対して、群馬県立女子大学の基本方針「求める教員像及び教員組織の編成方針」に基づき年度人事方針を策定すること、及び採用候補者又は昇任候補者に係る審議を行うことを求める。
- (2) 人事委員会は、前号の求めにより、年度人事方針を策定し、その方針に基づき採用候補者又は昇任候補者に係る審議を行う。人事委員会は審議の過程において、必要に応じて教育研究審議会と協議することができる。
- (3) 学長は、採用候補者又は昇任候補者に関する人事委員会の審議を踏まえ、採用予定者または昇任予定者を決定し、理事長に上申する。

(センター教員の採用及び昇任の選考方法)

第3条 センター教員の採用及び昇任は、それぞれ就業規則第5条及び第11条に規定する選考によるものとする。

- 2 センター教員の採用に係る募集は、公募の方法により行う。
- 3 選考は、大学設置基準等により行う。
- 4 センター教員の採用及び昇任についての選考は人事委員会で行う。センター教員の採用及び昇任について決定するにあたり、人事委員会は、群馬県立女子大学人事委員会規程第8条に基づき人事委員会選考委員会を設置する。人事委員会選考委員会では、専門的な見地から、採用候補者又は昇任候補者の業績調査と選考を実施する。その結果を基に、人事委員会は候補者を審議し、学長に意見として報告する。

(人事委員会選考委員会の組織)

第4条 人事委員会選考委員会は、原則、各学部属する教員各2名で組織する。人事委員会選考委員会を組織するにあたり、人事委員会は当該センター長に意見を求めることができる。人事委員会選考委員会を組織する教員は、専門的見地から審査が出来る者が望ましい。

- 2 委員長は互選とする。

(センターの非常勤講師の採用に係る手続き)

第5条 センターの非常勤講師の採用は、前条までの規定にかかわらず、次の手続きによって決定する。

- (1) 大学の教歴を有する者については、当該センター運営委員長が人事委員会に履歴及び業績を報告して、その承認を得るものとする。
- (2) 大学の教歴を有しない者については、センター専任教員に準じて、人事委員会選考委員会を設けて選考し、人事委員会選考委員会委員長は、選考結果を人事委員会に報告して、その承認を得るものとする。

(事前の選考)

第6条 定年その他の理由によって、あらかじめ退職又は転出の予定される者の後任は、事前に選考手続きを行うことができる。

(事務)

第7条 センター教員の採用及び昇任の選考に関する事務は総務企画係で処理し、センターの非常勤講師の採用の選考に関する事務は当該運営委員会を所轄する部署で処理する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、人事委員会の議を経て、学長が行う。

附則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、廃止前の群馬県立女子大学教員の選考等に関する規程（平成14年評議会規程第4号）、群馬県立女子大学文学部教員選考規程及び群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教員選考規程の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定に基づきされた処分、手続その他の行為とみなす。